

埼玉県共助の取組マッチング 専門家ボランティアの登録に関する要領

第1 目的

この要領は、「埼玉県共助の取組マッチング実施要綱(平成26年3月27日施行)」(以下「要綱」という。)に基づき、経験やスキルを生かして社会貢献したい個人又は団体を「専門家ボランティア」として登録することに関し必要な事項を定め、県民の社会貢献活動の円滑な推進に資することを目的とする。

第2 専門家ボランティアの登録窓口(以下「登録窓口」という。)は、以下のとおりとする。

- (1) 共助社会づくり課
- (2) 県との協議等により登録窓口となる市町村

第3 登録事項

専門家ボランティアとして登録する項目は別表1-1又は別表1-2のとおりとする。

第4 登録要件

専門家ボランティアとして登録する個人又は団体は、以下の要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 埼玉県内において、経験やスキルを生かして社会貢献に取り組む意欲があること。
- (2) NPOや自治会など(以下「NPO等」という。)を支援することができる自らの経験やスキルを持っていること。
- (3) 別表の公開区分欄で「公開」とされている登録項目については、県ホームページ等により公開されることを了承するものであること。
- (4) 本要領を遵守するものであること。

第5 登録の手続き

専門家ボランティアとして登録を希望する者は、「様式1-1:埼玉県共助の取組マッチング専門家ボランティア登録シート(個人用)又は様式1-2:埼玉県共助の取組マッチング専門家ボランティア登録シート(団体用)」(以下「登録シート」という。)に必要事項を記入の上、登録窓口に提出するものとする。

2 県との協議等により登録窓口となる市町村は、登録シートが提出された場合は收受して、共助社会づくり課へ送付するものとする。

3 共助社会づくり課長は、提出又は送付された登録シートの記載事項が第4の登録要件を満たしているか確認し、満たしている場合は専門家ボランティアとして登録する。

ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、登録しないものとする。

- (1) 登録シートの記載事項に虚偽があると認められる場合。
- (2) 登録を希望する者に公序良俗に反する行為等があり、登録が相応しくないと認められる場合。

4 共助社会づくり課長は、専門家ボランティアとして登録した場合は、その旨を様式2により登録シートを提出した者へ通知する。

第6 専門家ボランティア名簿

共助社会づくり課長は、提出された登録シートにより専門家ボランティア名簿を作成して要綱3(2)マッチング参加市町村へ情報提供するものとする。

第7 専門家ボランティアの役割等

専門家ボランティアは、紹介された先のNPO等を経験やスキルを生かしたボランティア活動の一環として支援するものとする。

第8 留意事項

専門家ボランティアは、共助仕掛人及び紹介された先のNPO等との円滑なやりとりに努めなければならない。

2 専門家ボランティアは、紹介による支援活動において知り得た秘密を第三者に漏らし、又は紹介による支援活動以外の目的に利用してはならない。この紹介による支援が終了した後においても同様とする。

第9 登録の変更、取り消し

専門家ボランティアは、登録時に提出した登録シートの記載事項に変更が生じた場合又は登録の取り消しを希望する場合、様式3により登録窓口に提出するものとする。

第10 登録シートの記載事項の確認等

共助社会づくり課長は、必要に応じ、専門家ボランティアに対し登録シートの記載事項の確認を行うことができる。

2 共助社会づくり課長は、専門家ボランティアについて、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、登録を取り消すことができる。その場合は、(3)に該当する場合を除き、速やかにその旨を当該専門家ボランティアへ通知するものとする。

- (1) 登録シートの記載事項に虚偽があることが判明した場合。
- (2) 専門家ボランティアに公序良俗に反する行為等が判明し、登録が相応しくないと認められる場合。
- (3) 専門家ボランティアと連絡がとれなくなった場合。
- (4) 第9の規定に基づき、専門家ボランティアが登録の取り消しを希望する場合。

附則

この要領は、平成26年7月10日から施行する。

附則

この要領は、平成26年10月15日から施行する。

附則

この要領は、平成27年8月24日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

別表1-1

公開区分	登録項目
非公開	氏名
非公開	ふりがな
非公開	性別
非公開	年齢
非公開(ただし市町村名のみ公開)	御住所
非公開	メールアドレス
非公開	電話番号(御連絡先)
非公開	勤務先・所属等
非公開	勤務先所在地
公開	活動可能エリア
公開	支援可能な団体の種類
公開	具体的な支援内容(経験やスキル、資格・免許等)

別表1-2

公開区分	登録項目
公開	団体名
公開	ふりがな
非公開	代表者職名・氏名
非公開(ただし市町村名のみ公開)	御住所
非公開	御担当者担当名・氏名
非公開	メールアドレス
非公開	電話番号(御連絡先)
公開	活動可能エリア
公開	支援可能な団体の種類
公開	具体的な支援内容(経験やスキル、資格・免許等)
公開	支援可能な方の人数(具体的な支援内容別)

埼玉県共助の取組マッチング 専門家ボランティア登録シート(個人用)

登録項目	公開・非公開の区分	記入欄
氏名	非公開	
ふりがな		
性別	非公開	男性 ・ 女性
年齢	非公開	歳
御住所	非公開(市町村名のみ公開)	
メールアドレス	非公開	
電話番号(御連絡先)	非公開	
勤務先・所属等	非公開	
勤務先御住所	非公開	
活動可能エリア	公開	
支援が可能な団体の種類	公開	
具体的な支援内容(経験やスキル、資格・免許等)	公開	

※公開と区分している登録項目には、個人を特定できる情報を記入しないでください。

埼玉県共助の取組マッチング 専門家ボランティア登録シート(団体用)

登録項目	公開・非公開の区分	記入欄
団体名	公開	
ふりがな		
代表者職名・氏名	非公開	
御住所	非公開(市町村名のみ公開)	
御担当者担当名・氏名	非公開	
メールアドレス	非公開	
電話番号(御連絡先)	非公開	
活動可能エリア	公開	
支援が可能な団体の種類	公開	
具体的な支援内容(経験やスキル、資格・免許等)	公開	
支援可能な方の人数(具体的な支援内容別)	公開	

※公開と区分している登録項目には、個人を特定できる情報を記入しないでください。

様式2

第 号
平成 年 月 日

様

(公 印 省 略)

埼玉県共助の取組マッチング専門家ボランティア登録通知書

埼玉県共助の取組マッチング専門家ボランティアの登録に関する要領の第5に基づき、専門家ボランティアとして登録しましたので通知します。

担当
TEL
e-mail

平成 年 月 日

_____あて

埼玉県共助の取組マッチング専門家ボランティア登録事項
(変更・取消) 申出書

埼玉県共助の取組マッチング専門家ボランティアの登録に関する要領の第9に基づき、専門家ボランティアとして登録を(変更・取消)したいので申し出ます。

記

(変更前)

(変更後)

担当
TEL
e-mail